

青森シニアカレッジ設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種講座の企画や受講などの学習活動等を通して、生きがいづくり、社会参加を促進するとともに、地域活動を実践するリーダー、サポーターを育成し、組織化する活動を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は青森県とし、その業務を社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団が受託して実施する。

(事務局)

第3条 本事業の事務局を青森県長寿社会振興センターに置く。

(組織)

第4条 本学に学長を置き、青森県長寿社会振興センターの所長を持って充て、シニアカレッジの校務を統括するとともにシニアカレッジを代表する。

2 本学に青森シニアカレッジ学校企画運営委員会を置く。但し、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(講座内容等)

第5条 カレッジの講座内容は次のとおりとする。通信教養コースの詳細に関しては別に実施要項を定める。

コース	総合	通信教養
学習内容	一般教養講座に加え、地域、社会に関心を持ち活動をしていくきっかけづくりとなる学習を行う。総合的な学習活動をおして、生きがい・健康・仲間づくりの他、さらなる社会活動参画の実践を目指す。	県内在住の学習意欲のある高齢者を対象にあおもり長寿セミナーを通しテキスト等にて学習機会の提供を行う
募集人員	定員100名	定員80名
受講料	受講料については第7条に定める開講日×500円とする	3,000円 (テキスト資料代等/12回分)
修了年限	連続受講可能	連続受講可能
併願	通信教養コースとの併願可	総合コースとの併願可

(受講料の納入)

第6条 受講生は、受講決定通知を受けた後直ちに受講料を納めるものとする。なお、途中退学した場合は返還しない。

(開講日)

第7条 開講日は原則として年18回とする。但し、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(応募資格)

第8条 応募資格は、県内に居住し、概ね60歳以上で地域活動に意欲を有している者とする。

(受講期間)

第9条 受講期間は、原則として当該年度の5月から翌年3月までとする。

(修了)

第10条 総合コースは開講日のカリキュラムを8割以上受講した者を修了生とする。通信教養コースは8回以上受講（報告書により自己申告）した者を修了生とする。

2 総合コースを修了した者は高齢指導者（シニアリーダー）として3年間認定する。

(修了後)

第11条 高齢指導者（シニアリーダー）は各地域において活動するとともに、年1回高齢指導者報告書を提出する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるほか、必要な事項は随時学長が決定する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年9月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。